（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（特例障害農林年金の受給権者の障害の程度が増進したことが明らかである場合）

第三十五条の二　特例年金政令第二十二条において準用する厚生年金保険法第五十二条第三項の農林水産省令で定める場合であって、障害の程度が障害等級の二級に該当する者に係るものは、特例障害農林年金の受給権を取得した日又は同条第一項の規定による存続組合の診査を受けた日のいずれか遅い日以後、厚生年金保険法施行規則第四十七条の二の二第一項各号に掲げるいずれかの状態に至った場合（同項第五号に掲げる状態については、当該状態に係る障害の範囲が拡大した場合を含む。次項において同じ。）とする。

2　特例年金政令第二十二条において準用する厚生年金保険法第五十二条第三項の農林水産省令で定める場合であって、障害の程度が障害等級の三級に該当する者に係るものは、特例障害農林年金の受給権を取得した日又は同条第一項の規定による存続組合の診査を受けた日のいずれか遅い日以後、厚生年金保険法施行規則第四十七条の二の二第一項各号又は第二項各号に掲げるいずれかの状態に至った場合とする。

（障害補償の該当の届出）

第三十六条　特例障害農林年金の受給権者は、特例年金政令第二十二条において準用する厚生年金保険法第五十四条第一項の規定に該当したときは、十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、存続組合に提出しなければならない。

一　特例障害農林年金の受給権者の住所、氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二　特例障害農林年金の年金証書番号

三　障害補償を受ける権利を取得した年月日

2　前項の届書には、障害補償を受ける権利を取得した年月日を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

（特例障害農林年金の加給年金額の対象者に該当しないこととなった場合の届出）

第三十七条　平成十三年統合法附則第四十五条第三項において準用する厚生年金保険法第五十条の二の規定により加給年金額が加算された特例障害農林年金の受給権者は、加給年金額の対象者が死亡し、その受給権者による生計維持の状態がやみ、又は離婚する（以下この条において「加給年金額の非対象者に該当する」という。）に至ったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を存続組合に提出しなければならない。

一　特例障害農林年金の受給権者の住所、氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二　特例障害農林年金の年金証書番号

三　加給年金額の非対象者に該当するに至った加給年金額の対象者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

四　加給年金額の非対象者に該当するに至った年月日及びその事由

2　加給年金額の対象者が死亡し、又は離婚するに至ったときは、前項の届書には、その者の戸籍抄本を添えなければならない。

（特例障害農林年金の加給年金額支給停止事由に該当した場合の届出）

第三十八条　平成十三年統合法附則第四十五条第三項において準用する厚生年金保険法第五十条の二の規定により加給年金額が加算された特例障害農林年金の受給権者（当該特例障害農林年金の全額につき支給を停止されているものを除く。）は、当該特例障害農林年金の加給年金額の対象者が加給調整対象年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。第四号におい